

《新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ》 事業継続や経営変革のための 各種支援等のご案内

※今後、制度の利用条件など詳細は、経済産業省HP等でご確認ください。

【1. 地域・中小企業・小規模事業者関係の予算概要】

(1) 事業継続のための運転資金が心配

■ 政府系・民間金融機関を通じた**実質無利子・無担保融資**の延長及び拡充

補正

※ 民間金融機関：上限を6千万円に引き上げ。令和3年3月まで延長。

政府系金融機関：上限を6千万円（公庫国民事業）、3億円（公庫中小事業・商工中金）に引き上げ。当面令和3年前半まで延長。

■ ポストコロナ時代に向けた**信用保証制度の創設・拡充**

補正

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料の一部を補助する信用保証制度を創設。

※ 中小企業再生支援協議会等の支援により作成した、事業再生計画の実行に係る資金繰りを支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長し、保証料一部補助を行う制度に拡充。

※ いずれも信用保証協会に支払う保証料の**事業者負担分は実質0.2%**。

(2) 「新たな日常」への対応のため、事業を再構築したい

■ **中小企業等事業再構築促進事業**を新たに創設

補正

※ コロナ禍でも事業を継続しつつ「新たな日常」への対応のための新分野展開、業態転換等の思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

※ <通常枠> **中小企業**：通常枠 6,000万円、**卒業枠（中堅企業への成長を目指す）** 1億円
補助上限額 **中堅企業**：通常枠 8,000万円、**グローバルV字回復枠** 1億円

※ 売上減少要件：申請前直近6ヶ月間のうち3ヶ月の合計売上高が、コロナ前より10%以上減少。

※ 経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を、認定支援機関等と策定した中小企業等が対象。

※ <特別枠> 上記の通常枠の要件に加えて、緊急事態宣言に伴う各種影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少していること。

※ <特別枠> [補助率] [補助上限]
中小企業：3/4 従業員5人以下：500万円、従業員6～20人：1,000万円、従業員21人以上：1,500万円
中堅企業：2/3

(3) 緊急事態宣言の影響により固定費等の支払いが厳しい

■ 事業全般に使える**中小事業者に対する一時金**の支給

※ 支給上限額：法人 60万円、個人事業者等 30万円

※ 支援対象は、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者。

※ 要件として、①発令地域等の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、②発令地域等の不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと、により本年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年（or対前々年）同月比▲50%以上減少していること。

[算出法：前年(or前々年)1月から3月の事業収入－(前年(or前々年)同月比▲50%以上の月の事業収入×3)]

(4) 事業の承継や経営資源の引継ぎを図りたい

■ **事業承継・引継ぎ補助金**を新たに創設

補正

※ ① **事業承継・事業引継ぎを契機とした設備投資等に対する補助**

補助率：2/3、補助上限：400万円（「M&A型」は800万円）、廃業を伴う上乗せ：200万円

② **M&A時の専門家活用費用の補助**

補助率：2/3、補助上限：400万円、廃業を伴う上乗せ：200万円（売り手のみ）

※ その他、各都県に設置された事業引継ぎ支援センター・事業承継ネットワークにおいて、事業承継に係るお悩みごとのご相談が可能。

(5) コロナに対応しつつ、生産性向上を図りたい

■ **中小企業生産性革命推進事業における**

補正

新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」を新たに創設

※ ビジネスモデルへの転換に向けた中小企業の取組（設備投資、販路開拓、IT導入など）を支援。

※ 新特別枠の補助上限・補助率	●ものづくり補助金：1,000万円・2/3	●持続化補助金：100万円・3/4
	●IT導入補助金：450万円・2/3（※調整中）	

(6) サプライチェーンの強靱化を図りたい

■ **サプライチェーン対策のための国内投資促進事業**

補正

■ **海外サプライチェーン多元化支援事業**

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に必要な製品や生産拠点の集中度が高く供給拒絶リスクが大きい重要な製品等についての生産拠点等の国内整備や、海外での生産拠点多元化を支援。

※ 国内投資促進事業の補助率 大企業：1/2以内～1/4以内 中小企業等：2/3以内～1/4以内

【2. 関東経済産業局の取組】

デジタル化・DXの取組を進めたい

■ 当局と支援機関との連携を通じて、各課題に応じたハンズオン支援を展開。

（具体的な支援策の一例）

- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業（中小機構）
- ・ 地方版IoT推進ラボによる地域支援の強化
- ・ 高度専門家派遣事業（関東経産局）

■ 事例集&チェックリストによる情報発信。

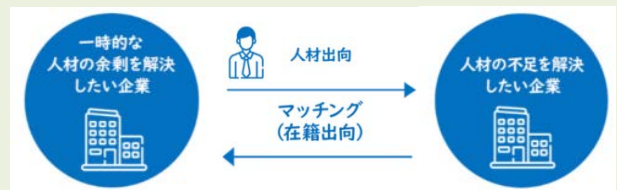
（関東経済産業局HP）

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/iot_robot/kaseguchikara_jirei.html



コロナ禍でも雇用維持を図りたい

■ 一時的な人材余剰又は人材不足解消のための「人材シェアマッチング」事業を実施。



（広域関東de人材シェア！）

<https://tokusen-company.com/kanto-share/>



【3. その他お問合せ窓口：よろず支援拠点】

※経営上のあらゆるご相談にお応えするために国が全国に設置した無料の経営相談所です。

茨城県 029-224-5339

栃木県 028-670-2618

群馬県 027-265-5016

埼玉県 0120-973-248

千葉県 043-299-2921

東京都 03-6205-4728

神奈川県 045-633-5071

新潟県 025-246-0058

長野県 026-227-5875

山梨県 055-243-0650

静岡県 054-253-5117

>> 経済産業省HP「予算・税制・財投」（経済産業省関連予算）

<https://www.meti.go.jp/main/31.html>

